

道路・法定外公共物・準用河川の占用料の額【改正後】

占用物件		単位	占用料	
第1種電柱		1本につき1年	2,200 円	
第2種電柱			3,400 円	
第3種電柱			4,600 円	
電柱に係る支柱			3,400 円	
電柱に係る支線柱			1,600 円	
電柱に係る支線			670 円	
第1種電話柱			2,000 円	
第2種電話柱			3,200 円	
第3種電話柱			4,300 円	
電話柱に係る支柱			1,800 円	
電話柱に係る支線柱			1,500 円	
電話柱に係る支線			670 円	
その他の柱類			200 円	
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	20 円
地下に設ける電線その他の線類				12 円
路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,000 円	
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200 円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,900 円	
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700 円	
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	3,900 円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,900 円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	82 円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120 円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180 円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		240 円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		350 円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		470 円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		820 円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200 円	
	外径が1メートル以上のもの	2,400 円		
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200 円	
鉄道、軌道、歩廊その他これらに類する施設		長さ1メートルにつき1年	3,900 円	
通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路		2,000 円	
	地下に設ける通路		1,200 円	
	その他のもの		3,900 円	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	39 円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	390 円	
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	390 円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900 円	
標識		1本につき1年	3,200 円	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	39 円	
	その他のもの	1本につき1月	390 円	
幕(工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39 円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390 円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900 円	
	その他のもの		2,000 円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	390 円	
橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	360 円	
球技広場、運動場その他これらに類する施設			105 円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	250 円	

※「橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する工作物」、「球技広場、運動場その他これらに類する施設」については、道路の占用に適用しない。